

# 金沢市の医療的ケア児移動介護 支援事業について

## 【ガイドライン】

**金沢市障害福祉課**

※このガイドラインは「金沢市障害福祉サービス等の支給決定に関する基準」第12の規定に基づき策定するものです。

## 1. 事業の目的・内容

医療的ケア児が外出する際に看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を実施するとともに、ひとり親家庭や複数の障害者等のいる家庭など、特別の事情があると認められる家庭については利用時間の拡大及び通学支援を適用し、医療的ケア児の社会参加の拡大と保護者の負担軽減を図る。

## 2. 事業の対象者

人工呼吸器等を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（施設に入所又は入院している者を除く。）

(1) 日常生活を営むために必要な医療の例

- ・人工呼吸器管理
- ・気管切開部の管理
- ・鼻咽頭エアウェイ
- ・在宅酸素療法
- ・吸引
- ・吸入、ネブライザー
- ・中心静脈栄養
- ・経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
- ・人工透析
- ・導尿
- ・人工肛門
- ・その他

(2) 対象期間

原則18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

### 備考

対象者に該当するか確認するため、「個別支援計画書」に医療的ケアの実施内容を記載してください。

## 3. 実施方法

医療的ケア児移動介護支援を必要とする医療的ケア児の保護者からの申請に基づき、市はその必要性等を勘案したうえでサービスの利用決定を行います。

利用者は利用決定量<sup>\*</sup>の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

### 備考

※ 医療的ケア児移動介護支援事業の利用決定量について

1ヶ月の利用上限については、『30時間』が基本となります。  
ただし、特別の事情があると認められる家庭（P5.（2））については、利用時間を拡大し、必要な時間数の利用決定を行います。

### ◆支援の内容

支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」、「余暇活動等社会参加のための外出」、「医療機関及びこれに準ずるものへの定期的な通院」又は「障害福祉サービス事業所等への通所」を行う際の移動中及び目的地における医療機器等の見守り、医療的ケア、身体介護及び安全確保等です。

### ◆支援の範囲

支援の範囲は、外出目的の達成に係る出発地から到着地（目的地）までの移動の間、目的地における移動等が対象となります。

例えば、自宅から目的地までの間、目的地内、目的地から次の目的地までの間、目的地から自宅までの間などの、支援を必要とするそれぞれの区間の移動について対象となります。

### ◆移動介護支援事業の種類

利用者の安全確保のため、マンツーマンによる**個別支援**を基本とします。

医療的ケア児の状態により、利用者1人につき2人の従事者の介助が必要な場合は、個別に「2人介助可」として利用決定を行います。2人介助が必要と思われる場合は、障害福祉課までご相談ください。

### ◆移動の方法等

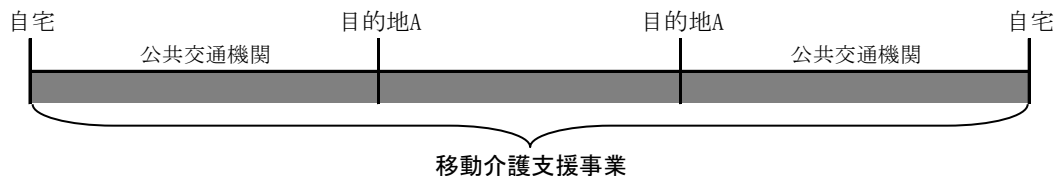
移動の方法は、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用できます。

ただし、公共交通機関等の利用料金は、本人分及び事業者分とも別途実費負担が必要となります。（医療的ケア児移動介護支援事業としては支給されません。）

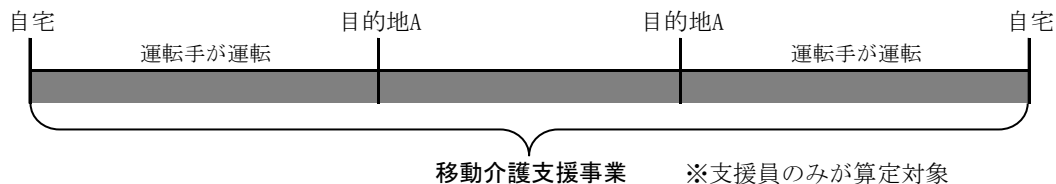
なお、公共交通料金の費用負担割合等については、利用者と事業者間の契約に基づきます。

事業所が所有する車両を利用して移動介護支援事業を提供する場合、看護職員は常時医療的ケア児を介護できる状態で待機している必要があるため、運転は当該看護職員以外が行うものとします。

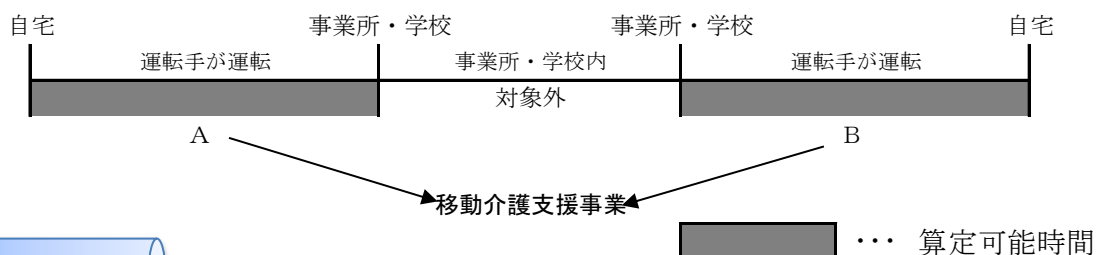
- 目的地までの移動に公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用する場合



- 目的地までの移動に支援員のほかに運転手を確保して、事業所の車両を利用する場合



- 障害福祉サービス事業所等への通所や学校等への通学（特別の事情がある家庭に限る。）に移動介護支援事業を利用する場合



#### 留意事項

上記AとBの算定時間は、通算して報酬算定されます。  
 例えば、Aで1時間、Bで1時間であれば、「1時間×2回」ではなく、「2時間×1回」として算定されることとなります。  
 ただし、2回の支援の間隔が概ね2時間以上空いていれば、それぞれ通常単価で算定されます。例であれば、「1時間×2回」となります。

## 4. 医療的ケア児移動介護支援事業を実施できる事業者の要件の概要

### (1) 事業者（所）に関する要件

#### ① 損害保険への加入について

利用者の万一の事故等に係る損害に対応できるよう、「賠償責任保険」へ加入していること。

⇒保険証書などその内容の分かる書面の写し等を、事業所登録の際に障害福祉課（以下、「当課」という。）まで提出していただきます。

#### ② 緊急時個別対応の事前準備について

利用者の万一の事故の際を想定した緊急時の対応について、利用者（保護者）や主治医等と十分協議のうえ、「個別支援計画書（医療的ケアの実施内容を含む。）」にて整理していること。

⇒当該計画書の写しは、事前に当課まで必ず提出してください。

#### ③ 事業者資格について

次のいずれかに該当すること

ア 指定障害福祉サービス事業所等であること。

指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定放課後等デイサービス事業所、指定児童発達支援事業所、指定障害児入所施設、指定訪問介護事業所

⇒当該登録証（登録番号等が確認できるもの。）の写しを、事前に当課まで必ず提出してください。

イ 「訪問看護事業所」として指定を受けていること。

⇒指定通知書等（指定番号等が確認できるもの。）の写しを、事前に当課まで必ず提出してください。

#### ④安全確保措置について

- ①必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- ②医療的ケア等の「計画書」の内容についての利用者本人やご家族への説明と同意
- ③業務上知り得た秘密の保持 等

#### (2) 従事者に関する要件

看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）とする。ただし、2人介助が必要な場合において、2人目の従事者については、指定居宅介護の提供に当たる従業者の要件を満たす者とする事ができる。

#### (3) 事業者登録に関して

上記4（1）（2）を満たす指定障害福祉サービス事業所等ごとに、本市へ事業者登録申請を行っていただきます。  
 なお、事業者登録に際しては、運営規程や契約書等の最低限必要となる書類の事前整備も必要となります。

### 5. 報酬単価等

#### (1) 時間数に応じた単価

	通常単価						増単価
	0.5時間まで	0.5時間を超え 1時間まで	1時間を超え 1.5時間まで	1.5時間を超え 2時間まで	2時間を超え 2.5時間まで	2.5時間を超え 3時間まで	以降30分毎
時間単価	2,606	4,112	5,975	6,810	7,675	8,520	844円ずつ加算

単位（円）

- ・ 3時間までは「通常単価」、3時間を超える部分に関しては「増単価」が適用されます。
- ・ 午前8時～午後6時以外の時間帯については、上記単価の「1.25倍」とします。
- ・ 計画は原則、30分を最小単位としています。20分以上の利用実績があった場合に算定できます。20分以上49分以下の利用の場合の算定時間は「30分」、50分以上1時間19分以下の利用の場合の算定時間は「1時間」となります。

例①：利用実績 1時間10分 → 算定時間 1時間 → 4,112円

例②：利用実績 1時間20分 → 算定時間 1時間30分 → 5,975円

#### (2) 日額単価

医療的ケア対応支援報酬 1日につき看護職員1人あたり1,221円を（1）に加算する

#### 端数処理について

利用者負担額や移動介護支援給付費の算定の際は、1円未満の端数は「切捨て」とします。

### 6. 利用者負担等

世帯の負担能力（収入状況など）に応じ、以下のとおり1ヶ月の負担上限月額が設定されます。（負担上限月額に達するまでは、報酬単価の1割が利用者負担額となります。）

利用者が18歳未満の場合

区分	世帯の収入状況 <sup>※1</sup>	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で所得割が28万円未満	4,600円
一般2	市民税課税世帯で上記以外の方	18,600円

ただし、「一般1」又は「一般2」の方でも、重度の障害者手帳<sup>※2</sup>を所持されている人は、利用料金が免除され、無料となります。

#### 備考

※1 世帯の範囲 保護者の属する住民基本台帳の世帯

※2 重度の障害者手帳

身体障害者手帳1級又は2級  
 療育手帳A判定  
 精神障害者保健福祉手帳1級 } いずれかの手帳をお持ちの障害のある人

## 7. 医療的ケア児移動介護支援事業の対象となる外出

### (1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ①公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き等
- ②今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの  
学校や施設の見学及び利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等
- ③買物等  
買物（衣料品、雑貨その他の物品）、各種団体の行事や会合等
- ④冠婚葬祭への出席、病院へのお見舞い等

### (2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ①自己啓発や教養を高めるもの  
講演会、展覧会や文化教養講座等の趣味的なものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするもの
- ②体力増強や気分転換を図るもの  
散歩など運動することで、健康の維持や気分転換を図るもの
- ③生活の内容・質の向上を図るもの  
レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等

### (3) 医療機関及びこれに準ずるものへの定期的な通院

### (4) 障害福祉サービス事業所等への通所

## 8. 特別の事情があると認められる家庭の支援強化策について

下記（2）のいずれかに該当する家庭については、（1）の支援強化策を実施します。

### (1) 支援強化策

- ①利用時間の拡大  
特別の事情があると認められる場合は利用時間を拡大し、必要な時間数の利用を認めます。
- ②通学支援の適用  
特別の事情があると認められる場合は学校等への通学に医療的ケア児移動介護支援事業をご利用いただけます。

### (2) 特別の事情があると認められる家庭

- ・ひとり親家庭又は保護者が単身赴任をしているとき
- ・保護者が属する世帯に複数の障害者等が属しているとき
- ・保護者が妊娠中である又は出産後8週間を経過する日が属する月の末日までの期間内にあるとき
- ・保護者が疾病にかかり、又は負傷しているとき
- ・保護者が同居の親族を介護しているとき

### 備考

利用時間の拡大又は通学支援の適用を希望する場合は、特別の事情があることに関する利用者（保護者）の日常生活の状況や必要な外出の頻度等を個別支援計画書に位置付け提出してください。

## 9. 医療的ケア児移動介護支援事業Q&A

Q1：通年かつ長期にわたる外出に利用できますか？

A：移動支援事業と同じく利用できませんが、医療的ケア児移動介護支援事業では障害福祉サービス事業所等への通所や医療機関等への定期的な通院については対象となる外出として利用を認めています。また、学校等への通学については、特別の事情があると認められる家庭については利用が可能です。

Q2：障害福祉サービス事業所等への通所にかかる送迎加算と医療的ケア児移動介護支援事業の適用関係について

A：障害福祉サービス事業所等への通所にかかる送迎加算と医療的ケア児移動介護支援事業の併給はできませんが、どちらを利用するかは選択が可能です。

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所 福祉健康局 障害福祉課 自立支援第1係  
電話 (076)220-2291 FAX (076)232-0294  
メール syoufuku@city.kanazawa.lg.jp